

# 令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年1月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和5年			令和4年同期			対前年		業種割合	令和4年未確定値		
	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		11 (7)	11 (7)	1	5 (3)	6 (3)	5	83.3	100.0	3	556	559
製造業		3 (2)	3 (2)		1 (1)	1 (1)	2	200.0	27.3		78	78
食料品								-			61	61
木材木製品								-				
窯業・土石								-			2	2
鉄鋼業		2 (2)	2 (2)				2	-	18.2		4	4
金属・機械		1	1				1	-	9.1		7	7
輸送用機械								-				
その他の製造業					1 (1)	1 (1)	-1	-100.0			4	4
鉱業・土石採取業								-				
建設業								-		2	26	28
土木工事業								-			5	5
建築工事業								-			14	14
木造建築業								-			5	5
その他の建設業								-		2	2	4
道路貨物運送業				1		1	-1	-100.0		1	13	14
その他の運輸業		2 (2)	2 (2)				2	-	18.2		5	5
陸上貨物取扱業								-			1	1
港湾運送業					1	1	-1	-100.0			2	2
林業								-				
漁業								-				
卸売・小売業		1	1		1 (1)	1 (1)			9.1		41	41
社会福祉施設		3 (2)	3 (2)		1 (1)	1 (1)	2	200.0	27.3		153	153
旅館業								-			10	10
清掃業					1	1	-1	-100.0			22	22
上記以外の事業		2 (1)	2 (1)				2	-	18.2		205	205

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[ ]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。  
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

○ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、手洗い等の徹底、密閉空間の改善、近距離での会話、換気等の抑制等感染防止対策を徹底しましょう。

「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。(令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)  
特に転倒災害防止対策について積極的な取り組みをお願いします。

令和4年10月に管内の製鉄工場構内で酸欠により2名の労働者が命を落としました。  
非正常作業における作業手順の作成及び定期的な作業手順の見直しをお願いします。

除雪作業にあたり、高所での作業を行う際は墜落制止用器具、ヘルメットの着用を、また重機で作業を行う際の有資格者による運転の徹底をお願いします。

北海道最低賃金は、令和4年10月2日から時間額920円に改訂されました。  
なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑  
室蘭労働基準監督署  
からのお知らせ



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑  
石綿総合情報  
ポータルサイト